



宗像市消費生活センター  
転ばぬ  
先の杖

☎(33)5454

でばんぴちゃん

# 平成24年度消費生活センターへの相談1,260件

## 高齢者を狙った消費者トラブルが急増

相談総額 **4億9,997万円**

救済金額 **7,049万円**

【表1】相談の多かった商品やサービス(上位5)

順位	件数	商品・サービス
1	156	インターネット有料サイト
2	62	フリーローン・サラ金
3	51	新聞
4	50	投資関連商品 * 1
5	45	不動産貸借

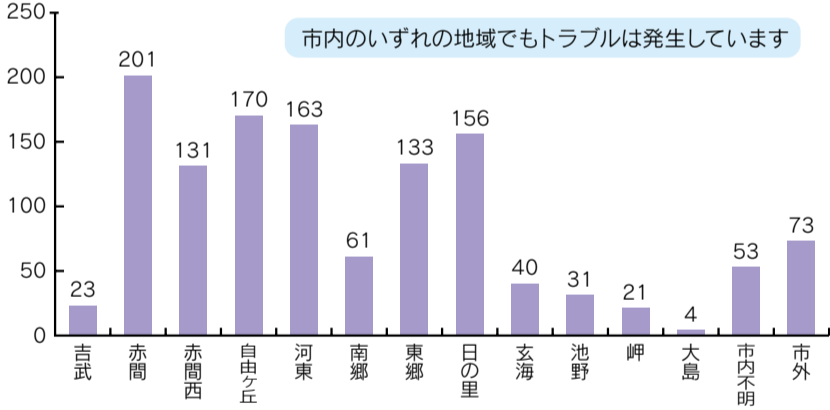
\* 1 投資関連商品とは、未公開株・株・公社債・ファンド型投資商品・先物取引・投資信託など

【表2】年代別相談内容

年代	総件数	1位(件)	2位(件)	3位(件)
10歳代	35	インターネット有料サイト(18)	携帯電話サービス(3)	化粧品(2)
20歳代	99	インターネット有料サイト(21)	不動産貸借(13)	エステサービス(9)
30歳代	144	インターネット有料サイト(32)	フリーローン・サラ金(12)	不動産貸借(7)
40歳代	164	インターネット有料サイト(36)	フリーローン・サラ金(14)	不動産貸借(7) 新聞(7) 商品一般(7)
50歳代	166	インターネット有料サイト(13)	新聞(12)	フリーローン・サラ金(10)
60歳代	263	インターネット有料サイト(25)	投資関連商品(21)	インターネット接続回線(10) 不動産貸借(10)
70歳代	211	投資関連商品(12)	健康食品(11)	新聞(10) 海外宝くじ(10)
80歳以上	138	新聞(12)	健康食品(10)	修理サービス(8)

\* 団体からの相談などで年代が不明なものが40件あります

グラフ【地域別受付件数】



\* 玄海には、合併前の田島、神湊、地島を含みます

平成24年度に、消費生活センターに寄せられた相談の概要がまとまりました。相談件数は、前年度より77件減少し、1,260件でした。相談件数が減少した背景には、多重債務相談が減少傾向にあること、市外の相談窓口が新設されたことで市外からの相談件数が減少したことがあります。

相談内容は、詐欺的なもつて話買え買え詐欺を中心に、高齢者を狙った消費者トラブルが目立ちました。インターネット関連の相談では、スマートフォン急速な普及に伴い、スマートフォン関連の相談も多くなりました。貴金属などを、訪問して強引に買い取る「押し買い」のトラブルが多発したため、「訪問購入」として改正特定商取引法が、平成25年2月に施行

されました。それに伴い、事業者による違法・悪質な勧誘行為の防止が図られました。また、平成24年4月から、相談窓口の強化として相談時間を延長し、第2・4土曜日に電話相談を開始しました。

### 相談処理結果

相談処理内容で一番多かったのは、「助言」の564件(45%)でした。クーリング・オフによる契約解除は、これに含まれます。また、センターが直接、消費者と事業者との間に入って交渉し、解決できた「あっせん解

決」は193件で、全体の15%に当たります。「情報提供」の35%と合わせるとセンターが対応できたのは相談の95%です。また、グラフの地域別に、市内のいずれの地域でもトラブルは発生しています。「私は大丈夫」と思わずに、普段から注意することが大切です。



### インターネット関連相談

無料の動画サイトを見ようとして年齢確認をクリアできなかったら、有料の「アダルト情報サイト」に突

入ってしまった。スマートフォンから「アダルト情報サイト」から動画再生の無料アプリをダウンロードしようとした。年齢認証画面をクリアできず、料金の振

り込み先が表示された。その後、高額な料金を請求するメッセージが数回現れたが、無料だと思い無視した。突然電話があり、「今月中に振り込まないと15万円になる」と言われた。どうすればいいか。(20歳代・男性)



### アドバイス

無料だと思っても、料金を請求されることがあるので、安易にサイトにアクセスしたり、アプリをダウンロードしたりしないことです。請求され

ても、慌てて事業者に連絡せずに無視してしまう。請求画面が張り付いた場合やアプリをダウンロードした場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の「netops://www.ipa.go.jp」が参考になります

融資OKというチラシを見て出かけた質屋で、「今、身に付けているものの中で、何でもい」と言われ、着ていた服を担保にしてお金を借りた。年金支給日ごとに、口座から返済分を自動引き落としされ、生活が苦しく、その質屋からの借り入れを繰り返している。(60歳代・男性)

### アドバイス

質屋を装い、金銭的な価値のない形だけの品物を質入れさせて、高金利で貸し付ける質屋やミ金です。高金利の貸し付けは、法律に違反し、業者

電話をかけてくる業者と、パンフレットを送った業者などの立場を使い分ける「劇場型」です。電話の業者は、パンフレットが欲しいと言っても、その後で、自分では買えないので代わりに買ってくれたら倍の価格で買い取るといい、買った後に、業者と連絡が取れなくなるケースがほと



### アドバイス

注文した覚えがなく購入するつもりがなければ、あいまいな返事をせずきっぱり断りましょう。断ったのに一方的に商品が送られてきた場合は、代金を支払わずに受け取り拒否をしましょう。断りきれずに承諾して商品が届いても、書面を受け取った日から8日間(無条件解約)ができます。



「パンフレットが届いていないか。届いたら譲ってほしい」と証券会社を名乗る人から、最近4回電話があった。今日パンフレットが届いたが、社債の申込書も入っ

### 事例

「2カ月前に注文をいただいた健康食品が出来上がったので送ります。3万円の代金は配達時に支払ってください」と電話があった。注文した覚えがない。どうしたらよいか。(70歳代・女性)

「購入先が表示された。その後、高額な料金を請求するメッセージが数回現れたが、無料だと思い無視した。突然電話があり、「今月中に振り込まないと15万円になる」と言われた。どうすればいいか。(20歳代・男性)

### 事例

「購入先が表示された。その後、高額な料金を請求するメッセージが数回現れたが、無料だと思い無視した。突然電話があり、「今月中に振り込まないと15万円になる」と言われた。どうすればいいか。(20歳代・男性)

「購入先が表示された。その後、高額な料金を請求するメッセージが数回現れたが、無料だと思い無視した。突然電話があり、「今月中に振り込まないと15万円になる」と言われた。どうすればいいか。(20歳代・男性)

### 事例

「購入先が表示された。その後、高額な料金を請求するメッセージが数回現れたが、無料だと思い無視した。突然電話があり、「今月中に振り込まないと15万円になる」と言われた。どうすればいいか。(20歳代・男性)

「購入先が表示された。その後、高額な料金を請求するメッセージが数回現れたが、無料だと思い無視した。突然電話があり、「今月中に振り込まないと15万円になる」と言われた。どうすればいいか。(20歳代・男性)